

## トレセン/U16 地区リーグ支援制度

### 1. 地区トレセンリーグ支援の主旨・背景

- 日本サッカー協会は2015年に世界トップ10入りをするということを日本中に約束をしました。その約束を果たすために、我々関係者は今まで以上に新たな努力を重ねていかなければなりません。その約束は、従来の方法を踏襲するだけで成し遂げられるほど単純なものではありません。
- 我々サッカー関係者は、10年後を見据え、一丸となって世界のトップと互角に戦える選手を養成しなければなりません。
- 若年層の選手育成で最も重要なことは、日常レベルで選手達にいかに激しくかつ質の高い環境を提供することではないかと考えます。
- しかし、現在の日本の選手育成環境は世界の強豪国と比べるとまだまだ充実しているとは言えません。特に子供から大人に向かう、多感で最も自己変革の時期となる中学生年代の環境に多くの問題が内在しています。
- 強豪学校、強豪クラブに入っていない地域に点在するタレントの発掘。常にレベルの拮抗した質の高い試合環境。M-T-M(Match-Training-Match)の習慣。個の育成を重視するポリシーと指導者への評価等、やらなければならないことは数多く残されています。
- これらの課題を克服するための方法として、2005年にJFA技術委員会3種活性化ワーキンググループで次のことが提案され、JFA技術委員会および理事会で承認されました。

地区(生活圏内)トレセンリーグの実施

トレセンデーの設置

トレセンマッチデーの設置

- 本支援制度は、2005年より上記の提案に主体的に取り組む都道府県FAを募集し、JFAとの協働体制のもと、諸課題の具体的な解決策を模索・実行していくものです。
- 都道府県FAの取り組みの事例展開・情報共有に特に注力していきます。テクニカルニュース、JFA news や JFA の HP 等を通じ、都道府県FA JFA だけでなく、都道府県FA 都道府県FA の情報共有にも努めます。

## 2. 都道府県 FA の取り組み事項

---

- 都道府県 FA が行おうとする企画には必ず次の内容を含むものとします。

地区（生活圏内）トレセンリーグを実施する。

トレセンデー（統一練習日）、トレセンマッチデー（統一試合日：他の公式戦を行わない日）、週1日以上完全休暇日の設定等についてもできる限り考慮して下さい（添付ガイドライン参照）

対象年代に必ず 16歳、15歳を含める。

- 原則として、都道府県単位の活動とします。補助金の支払い単位も「都道府県 FA」とします。ただし、運用上、隣接する都道府県の近郊エリアとの共同の取り組みを含むことも奨励します。
- 支援終了後も継続していくことを前提とした取り組みとしてください。

## 3. 対象期間

---

- 原則として 2007 年度まで継続支援します（都道府県協会からの企画提案書の内容等をもとに決定）。
- 2007 年度（1年間）も、募集を行う予定です。

## 4. 対象 FA 数

---

- 特に上限は設けません（都道府県協会からの応募数・企画提案書の内容等をもとに決定）。

本制度は、より多くの都道府県協会に課題解決に取り組んで頂くことを目的としており、対象 FA の「数」には上限は設けません。

## 5. 予算(補助金)

---

- JFAからの補助金は、1年度あたり一律 20万円とします。

## 6. 応募方法

---

### 【新規】

- 以下の内容を含んだ「企画提案書」を、都道府県 FA から提出する形とします。

各都道府県協会における、

主に 3 種・2 種年代のトレセン活動の現状・課題

本制度に関する具体的な取り組み事項

スケジュール(リーグ戦) / プラン

担当責任者 / 組織体制

必要となる予算

等

- 都道府県 FA の主体性が不可欠と言えることから、企画提案書の書式は特に設定せず、各都道府県協会に委ねます。ただし表紙、リーグ戦日程および経費については必須事項とするので、JFA の書式 (添付書式 1・2・4) を使用して下さい。

各 FA からの企画提案書を精査し、各 FA の担当責任者・関係者等とのヒアリングを適宜行った上で選定します。

### 【継続】

- 昨年度申請し、報告書および次年度計画書提出の都道府県 FA は添付の書式 2 : リーグ戦日程 (予定)・書式 4 : 経費 (変更のある場合のみ書式 1 : 企画提案書) を提出してください。

## 7. 今後のスケジュール

---

3/12(月)…………… 各都道府県 FA に展開、募集開始

4/27(金)…………… 「企画提案書」締切り

5 月末まで…………… 企画提案書の精査、各協会のヒアリング

6/月中…………… JFA 理事会にて協議、対象 FA を決定・承認後各 FA に補助金振込

1 月末日…………… 1.) 報告書 (添付書式 3・4)

終了していない場合は見込みの内容で提出

2.) 次年度計画書 (添付書式 2・4) の提出

支援終了後の継続調査のため

## 8. 補足事項

---

- 都道府県FAには、活動報告書の提出、正確な経理処理等、実務面でもきちんと取り組んでいただきます。
- JFA 側の窓口（担当部署）は技術部とし、都道府県 FA のカウンターパートとして協働して取り組みます。

以上